

行財政構造改革・実行計画 平成20年度進行管理票 (平成20年4月現在)

Plan! 行財政構造改革・実行計画		
No.	改革項目(名称)	担当課
74	市営住宅管理の委託等	建築課
		電話 755
実施内容		
市営住宅と併設の駐車場管理運営業務の委託化又は指定管理者制度*の活用を行う。		
位置づけ	大綱	基本目標4 行政運営システムの改革の推進
	実行計画	4-(2) 民間活力の導入など

■特記事項(実施内容の変化など)

特になし。
※指定管理者制度とは 平成15年9月の地方自治法の改正によりできた新しい制度で、それまで公社や町内会、農協、社会福祉協議会などの公共的団体等に限られていた公の施設の管理運営を民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることができるようになった。

■進行スケジュール

	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
当初計画スケジュール	○	○	▲	→	→					
H19改訂スケジュール	○	○	○	○	→	→	→	→	→	→

【凡例】

- 実施
 - ①当初の改革内容の全体を実施した段階
 - ②改革による新たな制度やサービスが本格稼働する段階)
- ▲ 一部実施
 - ①当初の改革内容の一部を実施した段階
 - ②委員会設置や条例制定など実施に向けた具体的な取組みに着手した段階)
- 調査検討：内部的な調査・検討
- 継続：前年度の段階を継続しながら、さらに充実を図る)
- 取組停止
当初の実施内容と異なる方向に推移し、現行項目に適合しなくなったもの)

Plan! 改革の取組み予定		
年度		マーク
▼平成19年度における取組み予定		
17	委託化できる項目とできない項目の選別	○
18	①事前調査 ②指定管理者制度活用(予定を含む)自治体の調査、視察 ③調査結果に基づき関係部局との検討 ④市民への情報提供等(指定管理者制度活用の場合)	○
19	(法令改正があれば) ①条例施行(指定管理者制度を活用する場合) ②制度に基づく行政運営の実施(指定管理者制度を活用する場合)	▲
20	(法令改正があれば) 制度に基づく行政運営の実施(指定管理者制度を活用する場合)	↓
21	(法令改正があれば) 制度に基づく行政運営の実施(指定管理者制度を活用する場合)	↓
22		
23		
24		
25		
26		

Do! 改革の取組み		
年度		マーク
▼平成19年度までの取組み結果		
17	国公省住宅局長通知により把握【委託可】事実行為(修繕、清掃、入居募集ほか)、家賃徴収事務、駐車場等共同施設の使用料収受 【委託不可】入居者の決定、家賃・敷金の決定や減免	○
18	②周辺自治体の指定管理者導入の動向調査	○
19	(法令改正があれば) ①条例施行(指定管理者制度を活用する場合) ②制度に基づく行政運営の実施(指定管理者制度を活用する場合)	○
▼評価・改善を踏まえた取組み予定(plan!)		
20	(法令改正があれば) ①条例施行(指定管理者制度を活用する場合) ②制度に基づく行政運営の実施(指定管理者制度を活用する場合)	○
21	(法令改正があれば) 制度に基づく行政運営の実施(指定管理者制度を活用する場合)	↓
22	同上	↓
23	同上	↓
24	同上	↓
25	同上	↓
26	同上	↓

Check! 19年度の取組みへの評価	
<p>市営住宅管理の効率化には指定管理者制度の導入が最も効果的と考えるが、法令改正なしでは業務範囲が制限されるため、導入効果(効率化や経費の縮減)は小さいと判断する。 平成19年度での法令改正はなく、条例施行・指定管理者制度実施には至らなかった。 ただし19年4月から「住宅管理システム」を導入し、業務の効率化を進めている。</p>	
Action! 評価を踏まえ改善する内容	
<p>平成19年度からの「住宅管理システム」導入で業務効率化を進めているが、法令改正が無くとも可能な業務効率化の手段をさらに検討する。</p>	